

令和3年2月1日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会会長

} 様

鳥取県総務部営繕課長
(公印省略)

総合評価落札方式(簡易評価型)における配置技術者のCPD評価基準の見直し及び
適用時期の再周知について(通知)

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応に伴う総合評価落札方式(簡易評価型)におけるCPD評価の適用時期の延期について(通知)」(令和2年4月9日付第202000012559号鳥取県総務部営繕課長通知)のとおり、令和3年4月1日以降に調達公告をする建設工事から、総合評価落札方式(簡易評価型)における配置技術者の評価として、CPD単位数を採点項目に適用することを再周知します。

また、今年度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴うCPD加点対象講習会の中止・延期等の状況を踏まえ、下記のとおり、配置技術者のCPD評価基準における、学習履歴の有効期間を定めましたので、貴会員の皆様にもご周知いただきますようお願いいたします。

(担当:技術企画担当 堀、野田 内線:7396、7394)

記

1 対象となる建設工事

建築一般、電気及び管工事のA級対象工事のうち、配置技術者の専任を要する工事(建築:7,000万円、電気・管工事:3,500万円以上)を対象

2 学習履歴証明書の証明日の有効期間(別添参照)

年度	配置技術者のCPD評価基準	
	(変更後)	(変更前)
令和3年度	5単位/4年間	5単位/3年間
令和4年度	10単位/4年間	10単位/3年間
令和5年度	15単位/4年間	15単位/3年間
令和6年度	20単位/5年間	20単位/4年間
令和7年度	25単位/6年間	25単位/5年間
令和8年度以降	25単位/5年間	

3 適用時期

令和3年4月1日から適用とする。